

与論町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年3月

与論町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省、警察庁からの依頼を受け、与論町でも平成24年8月14日に各小学校校区内の危険箇所について関係機関が連携して緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策内容について協議を行いました。その後、各関係機関の取組が展開され、改善が図られてきています。

そこで、今後も引き続き通学路の安全確保に向けた取組を継続するために、この度、関係機関の連携体制を改めて構築し、「与論町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくこととします。

2 与論町通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーを委員とする「与論町通学路安全推進協議会」を設置します。本プログラムは、この会議において議論を行い、策定を行いました。

番号	委員名	所属名	備考
1		沖永良部警察署与論派出所所長	警察
2		大島支庁建設課道路河川係長	道路管理者(県道)
3		与論町役場総務課長	
4		与論町建設課長	道路管理者(町道)
5		与論町建設課係長	道路管理者(町道)
6		与論町産業振興課長	道路管理者(農道)
7		鹿児島県立与論高等学校校長	学校関係者
8		与論町立与論小学校校長	学校関係者
9		与論町立茶花小学校校長	学校関係者
10		与論町立那間小学校校長	学校関係者
11		与論町立与論中学校校長	学校関係者
12		与論町自治公民館館長会長	町民代表
13		与論町PTA連絡協議会会長	保護者代表
14		与論町スクールガードリーダー	交通安全教育推進
15		与論町教育委員会教育長	事務局
16		与論町教育委員会事務局長	事務局
17		与論町教育委員会局長補佐	事務局
18		与論町教育委員会指導主事	事務局

3 取組の方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図る。

以上の取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施することを通して、通学路の安全性の向上に努める。

(2) 取組の内容

ア 各小学校における通学路安全点検

(ア) 実施時期：各小学校の予定による。

(イ) 実施回数：年1回は行う。

(ウ) 実施内容：各小学校が定める内容と方法で実施する。

(エ) 報 告：9月に実施する通学路安全推進会議の合同点検までに危険箇所を報告する。

イ 定期的な合同点検

(ア) 実施時期：9月

(イ) 実施回数：年1回

(ウ) 実施内容：各小学校から挙がってきた危険箇所の合同点検

(エ) 実施メンバー：学校関係者(小・中・高)、道路管理者、警察、自治会代表、保護者代表、
スクールガードリーダー、与論町教育委員会

ウ 通学路安全推進会議の開催

(ア) 開催時期：9月、2月

(イ) 開催回数：年2回、ただし緊急を要する場合は臨時に開催を行う。

(ウ) 内 容：9月は、合同点検後の危険箇所に対する対策について検討を行う。

2月は、9月の通学路安全推進会議後からの対策の取組状況について情報の共有を図り、次年度への対応策を協議する。

(エ) 公 表：3月

対策必要箇所の状況と対策について一覧表を作成し、町民に公表を行う。

エ その他

(ア) 対策必要箇所の検討及び対策の実施について

各小学校の通学路安全点検で危険箇所と判断された箇所について、通学路安全推進会議による合同点検を実施する。この合同点検後開催される第1回通学路安全推進会議において対応策について協議を行い、その後それぞれの関係機関で対応策を講ずるようにする。なお、対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むように関係機関で連携を図る。

(イ) 対策効果の把握・改善について

合同点検結果に基づく対策実施済み箇所については、その後安全が十分に確保できているかを確認するために、各小学校においてP T A評議員会等においてその対策について聞き取りを行い、各小学校から通学路安全推進会議に報告を行うようにする。